

[事案 2023-101] 契約内容遡及変更請求

・令和 5 年 12 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-102] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 45 年 9 月に契約した定期保険特約付終身保険を、昭和 56 年 1 月に定期保険特約付終身保険に転換し、その後、平成 5 年 11 月に終身保険に転換し、さらに平成 15 年 6 月に積立終身保険に転換した後、平成 25 年 6 月に定期保険特約および新介護通減定期保険特約を新介護保障定期保険特約として更新した。その後、本契約は主契約の保険料払込期間満了日を迎えたが、積立金額にもとづき計算された保険金額が 20 万円に満たなかったため、終身保険へと移行することができなかった。しかし、募集人から「80 歳まで掛けて、死亡すると 300 万円が受け取れる終身保険」と説明されて加入したことから、終身で死亡保険金 300 万円を受け取れる契約内容に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、平成 15 年 6 月の転換時に、設計書、ご契約のしおりを用いて、転換の内容について説明している。
- (2)平成 25 年 6 月に、300 万円の新介護保障定期保険特約に変更したが、契約変更申込請求書には保険期間が 7 年間と明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の経緯等を把握するため、申立人、申立人配偶者および申立人子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。